

第16回山口県本人確認情報保護審議会議事録

1 日時

令和6年3月19日（火）10:00から11:00まで

2 場所

共用第4会議室

3 出席者

（委員）岩崎委員、杉井委員、松村委員 ※田中委員は欠席
（事務局）市町課長外3名

4 議事

- 住民基本台帳ネットワークシステムに関する事務「特定個人情報保護評価書（全項目評価書（案））」について〔審議事項〕
- 住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況等について〔報告事項〕

5 配布資料

- 資料1 審議会の概要
- 資料2 特定個人情報保護評価制度について
- 資料3 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）
- 資料4 住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況等について

○市町課長

市町課長の片山です。委員の皆様には、本日は、お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、平素から、県政の推進に格別のご理解とご高配を賜っておりますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

昨今、デジタル技術の進歩により身近なところで様々な変革が起こっておりますが、一方で、本日の議題にも関わります個人情報については、法令により厳格な管理が義務付けられているところであり、その利便性の追求とセキュリティの確保という2面の両立を図ることで、システム全体としてバランスを保ちながら運用を図っていくことが求められているところです。

本日は、住民基本台帳ネットワークシステムに係る特定個人情報保護評価に係る第三者点検という位置付けでご審議をお願いするものでございますが、委員の皆様におかれましては、どうか忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

○事務局

事務局の刀根と申します。本日はよろしくお願ひ致します。

本日は、田中委員がご都合により欠席されておりますが、委員4名のうち3名にご出席いただいておりますので、山口県本人確認情報保護審議会条例第5条の規定より、本審議会は成立しております。

議事に入らせていただきますが、その前に、当審議会は平成30年度以来の開催であり、委員の交代等もありましたので、まずは、各委員の自己紹介をお願いします。

～委員自己紹介～

今後の議事の進行につきましては、議長であります松村会長にお願いをいたします。松村会長よろしくお願ひいたします。

○会長

それでは、議事を進めてまいります。

まず、事務局から議事について説明を受け、その後、委員の皆さんのご質問・ご意見をいただくこととしたいと思いますが、本審議会は、山口県情報公開条例第23条の規定により、原則として公開することとなっており、個人情報や法令上秘密にすべき事項を審議する場合は、議事の内容により非公開とすることができます。

本日は、そのような事項を審議する予定はないと聞いていますが、事務局、いかがでしょうか。

○事務局

特に個人情報や法令上秘密にすべき内容はないと考えております。

○会長

特にマスコミの方もいらっしゃらないようですが、それでは公開で審議を進めたいと思います。皆様よろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長

それでは、本日の議事全般について事務局から説明をお願いします。

○事務局

本日の審議会における議事について、ご説明いたします。

お手元にあります資料1の「1 審議会の概要等」「(2)審議事項」をご覧ください。

当審議会の審議事項は、住基法の規定によりますと、資料1にありますように2点ございますが、本日は、2点目の『本人確認情報保護に関する事項』について、「住民基本台帳ネットワークシステムに係る特定個人情報保護評価に係る第三者点検」についてご審議をお願いするものです。

特定個人情報保護評価については、資料2にありますように、特定個人情報を保有する地方公共団体が、特定個人情報の漏えい等のリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものであり、地方公共団体は評価書を作成し、その評価書を公示し住民等の意見を求めた上で、個人情報の保護に関する学識経験者等で構成される合議制の機関の意見を聴くものとされています。

対象となる住民基本台帳ネットワークシステムは、マイナンバー制度が開始された

平成27年10月から特定個人情報を保有することとなったため、同年5月に第1回目の評価を実施し、令和3年12月に5年経過後の再評価を行っているところですが、この度、令和6年6月頃から住基ネットシステム内に新たに「附票連携システム」が追加されることとなり、これが「重要な変更」に該当することから再評価が必要なため、当審議会でのご審議をお願いするものです。

また、報告事項として、「住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況等」についてもご報告をさせていただきますので、合わせて委員の皆様のご意見をお伺いしたいと考えております。以上でございます。

○会長

それでは、「住民基本台帳ネットワークシステムに係る特定個人情報保護評価」について事務局より説明をお願いします。

○事務局

それでは、住基ネットに係る特定個人情報保護評価について説明させていただきますが、その前に、第三者点検の進め方について説明させていただきます。

委員の皆様には先日、簡単ではございましたが住基ネットや評価書の内容等について、概要を説明させていただいたところでございます。お忙しい中、お時間をいただきましてありがとうございました。

そして、評価書について事前にご確認いただいているところですが、本日は、評価書上で特に確認すべき項目、県が措置や対策を講じなければならないものになりますが、今回追加する戸籍附票システムについてポイントを絞って、お手元の資料3をもとに、3点ほど説明させていただきます。

私からの説明の後に、評価書の内容等も含めてご不明な点等あればご質問いただき、無ければ、評価書の内容については適当であると判断させていただきたいと考えております。

それでは説明に移ります。説明する3点の項目についてですが、1点目が「山口県ネットワークの運用・保守業務について」、2点目が「県の職員の利用（提供・移転）について」、そして3点目が「本人確認情報等の保管・消去について」の3点でございます。

まず、1点目についてですが、資料のP17～P18をご覧くださいながら説明します。P17の中段下あたりの「委託事項2①委託内容」についてですが、ここでは、住基ネットや山口県ネットワークの運用・保守の状況について記載されているところでございます。これらの運用保守の業務内容については、代表端末・業務端末・通信機器等の運用・保守となっており、例えばネットワーク内のファイアウォールの運用や代表端末パソコン、スイッチ、ハブ等が正常に動いているかといったことやシステムの監視や障害時の復旧作業などとなっております。

後段の「その妥当性」のところでは、代表端末等の機器が常に完全な機能を保ち、業務が円滑に行われるようにするため、山口県ネットワークの運用保守につきましては、県が独自に行っているわけではなく、専門の業者に業務委託しているところがございます。現在は、NTT ビジネスソリューションズ(株)に委託しており、再委託は原則禁止となっております。また、現状、再委託の状況はございません。

このように業者委託をしておりますが、悪意のある委託業者がいた場合、特定個人情報 を不正入手・使用するリスクが考えられるかと思 います。その対応につきましては、P31 中段の「情報保護管理体制の確認」に記載しており、委託先の選定については、事業者の技術力や教育体制、個人情報保護措置等の実施状況を考慮するとともに、契約書において、その履行状況が実地確認できるよう定めているところです。また、個人情報取扱事項を定め、その遵守を義務付けることとしております。

「特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限」についてですが、委託業者は、本人確認情報にアクセスできないようになっており、情報の閲覧・更新・削除等ができないよう、システム設定されております。万が一、本人確認情報を知り得たとしても、契約書において個人情報に係る守秘義務を課しており、個人情報の使用・提供が禁止されている状況となっております。ですので、当システムについては、委託先職員は本人確認情報に一切関与することができないことから、システム等の委託業者がデータを不正に取得し情報漏えいする、データの入った USB を紛失するといったことは無いよう対策がとられていると考えております。

次に、特定個人情報の提供のルールについてですが、必要に応じ、委託業者に対し監査を行うことができることに加えまして、操作ログの確認により、不正利用がないか確認できるよう対策しております。

続きまして、2 点目「県の職員の利用（提供・移転）について」でございます。資料の P18～19 になります。

住基ネットは、県の職員も業務端末を操作することができるようになっております。評価書では、特定個人情報の「提供」「移転」と表現されており、分かりにくい表現となっておりますが、地方公共団体の執行機関には、首長部局、県においては知事部局のほか、各種委員会である教育委員会や公安委員会等がございまして、教育庁や警察等が情報を利用する場合は「提供」と表現され、知事部局の所属が利用する場合は「移転」と表現されております。各執行機関が特定個人情報を利用する場合は、住基法や県の独自利用条例に定められた事務に限られており、どんな事務でも自由に住基ネットを使うことができるわけではないとされております。

そこで、職員が目的以上に、又は不正に使用するリスクがあるかと思 いますが、それに対する措置としまして、P30～32 にかけて記載しております。まず、住基ネットの利用にあたっては、業務端末というパソコンを使用するという ことになっておりまして、県庁内の 5 課と出先機関の 18 所属に設置されております。また、「ユーザ認証の管理」において、住基ネットを使用する職員は必要最小限に限定されており、一人ずつ ID と静脈認証により管理がなされています。

次に、「アクセス権限の発効・失効の管理」「アクセス権限の管理」についてですが、権限の付与は、事前にシステム管理者である市町課長の承認が必要でございまして、権限を付与されたものの管理や権限の削除につきましては、我々市町課において随時実施しております。

「特定個人情報の使用の記録」ですが、業務端末を使用する際には、あらかじめ各所属のセキュリティ責任者の承認を得なければならず、また、操作履歴についても記録されるように設定されており、不正操作がないことについて操作ログにより適時確認しているというところでございます。

それから、「特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置」についてですが、本人各人情報を使用する際には、書類とパソコン画面上の情

報を確認する場合もあれば、帳票を出力する場合もあり、また一括利用といって CD や MO に情報を大量に格納して提供する場合もございますが、USB メモリは利用できないこととされており。なお、一括利用は、市町課職員しか行えないようにシステム上設定されており。それから、業務端末を使用する者が、カメラやスマホ、USB メモリなどの外部記憶媒体を持ち込まないよう、使用前にセキュリティ管理者が確認することとしております。

P33 の「特定個人情報の提供・移転に関するルール」ですが、これまで申し上げた対策に加えまして、セキュリティ責任者・システム利用者に対し研修を実施しております。特にシステム利用者につきましては、研修を受講しない限り照合 ID の付与を行わないようにしているというところでございます。

続きまして 3 点目「本人確認情報等の保管・消去について」ですが、P19 になります。「①保管場所」についてですが、本人確認情報データは、県にある代表端末や業務端末には保管されず、地方公共団体情報機構、J-Lis が管理する都道府県サーバ内に保管されております。したがって、山口ネットワーク内ではデータは保管されることはございません。また、データの消去についても同じで、J-Lis が管理する都道府県サーバ内において、保存期間の経過後にシステム上、自動的に消去されることとなっております。

そこで、リスクとして考えられるものは、打ち出した帳票や端末や機器について、どのように消去しているのかが問題となるかと思いますが、P36「消去手順」「手順の内容」に記載しておりますが、打ち出した帳票や一括利用データについては、管理簿等を作成し管理するとともに、廃棄する際には要領・手順に従い、裁断・溶解等を行うこととなっております。

また、端末や機器等については、現在はすべてリースしておりますが、返却の際には、委託業者が専用ソフトによりデータを消去し、業者からは消去した旨の証明書等を提出させております。したがって、サーバや端末内のデータが消去されずに、その機器等が転売されデータが漏えいする事件等がありましたが、当システムについては、そのような問題等は発生しないと考えております。

○会長

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたことについて、委員の皆さんからご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

○杉井委員

事前に書類も見させていただき、特に気になることはありませんでした。ただ一方で、この分野は書類上のシステムや制度設計と違って、ヒューマンエラーが一番事故を起こす要因ですので、運用のところがどうなっているかが気になるのですが、今のところは問題が起こっていないこともあり、大きな問題はないと推測しています。2 点質問ですが、利用履歴の記録は電磁的に残されているかと思いますが、紙で残すことはありますか。

○事務局

業務端末を利用する際は、紙の使用伺い簿をとっており、それは紙に書いて決裁を

とっておりますが、ログについては、代表端末からサーバ内のデータを検索することとなっております、紙で残すことはございません。

○杉井委員

紙の保管期間や保管の方法はどこかに記載がありますか。電磁的記録については7年間と記載がありますが、紙の場合も記載する必要があるのではないかとということが1点。もう1点、職員がパッと見て、このエリアは入ってはいけないエリアだと認識できるような工夫はされていますでしょうか。

○事務局

スペースを別に設けており、テープでエリア分けをしているところでございます。

○杉井委員

分かりました。利便性と情報の保護は裏腹の関係なので、守れば守るほど使いにくくなって、ということもありますが、慎重に扱わなければいけないことだと思いますので、めんどくさいところもやらないといけないかと思えます。ありがとうございます。特に問題ないと思えます。

○岩崎委員

委託事業者がNTTビジネスソリューションズということで、原則、再委託は禁止ということでしたが、そもそも再委託ができるような事業者はあるのでしょうか。

○事務局

探せばそういった事業者はあるのかと思えますが、システム上、NTTビジネスソリューションズしかできないような業務なのではないかと考えております。

○岩崎委員

もう1点、住基ネットが利用可能な職員についてですが、こういった業務を専門的に業務としてされている方なのか、または、利用する部署に配属されたから利用するといった方なのか、どういった方でしょうか。

○事務局

業務に対して住基ネットを利用するということになりますので、これまで全く利用したことのない職員が、異動によりいきなり住基ネットを利用することになる、といったこともあります。こうしたこともあり、研修を受講いただき、セキュリティや個人情報保護について学んでいただいた上で、利用していただくこととしております。

○松村会長

特定個人情報の入力由市町村において実施されるということでしょうか。

○事務局

人の転出入等に伴い、市町村が情報を入力します。そこで入力された情報から必要

な情報、住民票コードや氏名、生年月日等が県の都道府県サーバに移り、それと同様の情報が全国サーバに反映されるといった形になります。

○会長

具体的にどのような業務に利用されているのでしょうか。

○事務局

例えば、県の条例関係で言いますと、看護師養成のため、学校へ行かれる方に対して貸付を行っておりますが、不幸にも返還できなくなった場合に、債権回収のため住所を検索するといったこと等がございます。元々は、市町へ住民票を公用請求し、住所等の把握を行っておりましたが、住基ネットの利用により、こうした業務が効率化されたといったこととなります。

○会長

今回の改正は、具体的にどのような内容が変更となったのでしょうか。

○事務局

住基ネットにおいて、戸籍の附票システムとの連携が追加となったことから、特定個人情報保護の再評価が必要となった、ということでございます。

○会長

ありがとうございました。

色々ご意見をいただきましたが、住基ネットに係る特定個人情報保護評価書について、適合性及び妥当性の観点から点検を行った結果、評価書に記載している内容については、適当であるとしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

続きまして「3 報告事項」に入ります。「住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況等について」事務局から説明をお願いします。

○事務局

事務局の中村です。それでは、報告事項について、お手元の資料4に基づきご説明いたします。

ここでは、住基ネットの稼働開始から今日に至るまでの経緯、住基ネットの稼働状況、住基ネットのセキュリティ対策等を説明いたします。それでは、「1 これまでの住基ネットについて」をご覧ください。ここでは、住基ネットの始まりから現在に至るまでをかいつまんで説明します。

住基ネットは、平成11年度の「住民基本台帳法」の改正により導入が決定し、平成14年度から稼働が始められました。以降、段階的に制度変更が行われ、平成25年度には外国人住民を住基ネットの対象として追加、平成27年度には、住基ネットで個人番号を検索可能とするなどの変更が行われてきたところです。

また、令和元年度の法改正により、先ほどの審議事項で扱いました「戸籍附票シス

テム」が住基ネットに追加されることとなりました。

続きまして、「2 本県の稼働状況」をご覧ください。住基ネットが正常に機能しない原因として、機器の故障、不正なアクセスの2つが考えられますが、ここでは、これらの側面に関して、説明を行います。

(1) 機器の故障等ですが、平成14年の住基ネット稼働以降、今日現在まで県内では大きなトラブル等発生しておりません。

また、全国的にも本人確認情報の漏洩などの重大な事故は発生しておらず、安定した運用状況にあります。

次に(2)不正なアクセス等ですが、地方公共団体情報システム機構、県が監視業務を委託している監視センターにおいて、住基ネットへの不正アクセス事件の発生は確認されておりません。

次に、「3 住基ネット機器の更改」についてご説明いたします。黒色の四角で記載のとおり、機器にハードウェアの保守期限が、OS・業務アプリケーションにソフトウェア保守期限があるためとございますが、住基ネットはサーバ等のハードウェアとOSや業務アプリケーションソフトなどのソフトウェアにより構成されております。保守期限が切れた製品については、故障時の修理等ができなくなるため、住基ネットの安定稼働のためには、定期的な機器の更改が不可欠となります。

続きまして、(2)機器更改の周期をご覧ください。

地方公共団体情報システム機構がネットワーク関連機器の保守期限等を勘案し、標準更改期間を6年としており、本県はこれに基づき、更改しているところです。今年度、本県では、本人確認情報の検索等を行う業務端末やファイアウォールの機器更改を行いました。

続いて、「4 本人確認情報の利用状況」に参ります。ここでは、国や本県などでのくらい住基ネットが利用されているかなどを説明します。

(1) 国の機関等及び地方公共団体の利用状況ですが、令和3年度においては、国の機関等では約14億850万件、都道府県や市町村などの地方公共団体では約5,170万件の利用がありました。

次に(2)本県の利用状況ですが、表の左端に記載されている「別表3(県外情報検索)」「別表5(県内情報検索)」「別表6(知事部局以外による検索)」の3つは、住民基本台帳法に基づき、住基ネットでの検索が可能な事務に該当します。一方、県条例とあるものは、住基ネットを利用できる事務として山口県が独自に定めたものになります。

利用件数については、令和4年度は別表5で133,394件、県条例で13,813件の利用がありました。

(3) 全国の条例制定状況についてですが、令和4年4月1日時点で沖縄県を除く46都道府県で条例を制定しております。

本県では、「貸付金に係る債権管理事務」など計53事務について、住基ネットを利用できる事務として条例で定めています。

続いて、「5 セキュリティ対策」に参ります。ここでは、現在、実施しているセキュリティ対策を5つの面から説明します。

(1) 要綱等の整備状況についてです。セキュリティ対策の1つとして要綱等の整備があげられます。県・各市町とも、住基ネット運用の根幹となる管理要綱の制定や、システム障害や不正アクセスなど緊急事案に対応するための緊急時対応計画を整備し

ています。

(2) セキュリティチェックリストによる自己点検についてです。ここでは、責任体制の明確化やその周知などセキュリティ対策状況について、総務省が作成したチェックリストにより、毎年、全団体が自己点検を実施しています。対策が不十分である場合、その対策に自らが取り組むことで、安全な運用が維持されているところです。

続いて(3) 監査法人によるセキュリティ監査についてです。これは、総務省と地方公共団体情報システム機構が監査法人に市町のセキュリティ対策状況に関する監査を依頼して実施するものです。

各市町が、外部からの専門的視点からの助言に基づき、セキュリティの強化を図ることを目的にしています。また、(2) でご説明しました「自己点検」で十分な対策が取れていると認識している場合でも、改善を要する項目が見受けられるなど、外部からのチェックは「慣れ」によるセキュリティ対策の甘さを是正するものとして、市町からも評価をされているところです。

今年度は表に記載している5市2町がこの監査を実施しました。この監査を通じて、改善を要する項目が新たに発見された市町もあり、現在、その対策に取り組んでいるところです。

P3 の(4) 研修会の開催についてです。毎年、複数の研修が実施されており、総務省及び地方公共団体情報システム機構が、県住基ネット担当及び市町住基ネット担当を対象に住基ネットの概要や、基本的なセキュリティ対策、先に述べました自己点検チェックリストの説明や、住基ネットの運用の変更点等についての研修を行っております。

また、当課においては、庁内向けの研修を実施しています。住基ネットを利用する県職員を対象に住基ネットの概要、住基ネットで特定の個人を調べる際の検索方法、過去の法令違反事例などを通じて留意事項及び禁止事項などの研修を実施しています。

続いて、(5) 緊急時対応訓練の実施をご覧ください。県及び市町において、様々なセキュリティ対策を取ってはいますが、システム障害や不正アクセスが生じる可能性がゼロではございません。よって、迅速に緊急事案へ対処するため、緊急時対応訓練を県職員向け、市町職員向けに実施しています。

県主催の訓練では、業務端末に障害が発生した場合における連絡体制の確認及び対処方法の検証のため、本庁で住基ネットの業務端末機を設置している全所属及び出先の全利用所属を対象に、8月に訓練を行いました。

地方公共団体情報システム機構主催の訓練では、都道府県住基ネット担当者及び県内19市町住基ネット担当者を対象に、システムにウイルス疑義、ウイルスが侵入した可能性があるとの想定で緊急連絡先の確認及び対処方法の検証を行いました。

どちらの訓練においても結果は概ね良好であり、今後も定期的に訓練を行うことで、連絡体制と早期対応策の確認を図り、住基ネットの情報セキュリティをより強固にして参りたいと考えております。

以上がセキュリティ対策に関する説明となります。

以降は、参考として、マイナンバーカードの交付状況やマイナンバーカードを利用した各種証明書交付サービスの現状を参考までに記載しております。

住基ネットの運用状況等に関する報告は以上です。

○会長

はい、ありがとうございました。それではただ今、事務局から説明がありましたことについて、委員の皆さん、ご質問・ご意見がありますでしょうか。

○杉井委員

希望ですが、セキュリティに関しては、もちろん厳密に守っていく必要がありますし、重要ですが、もっと利用が進まないかということを考えております。国のやり方のまずい点も見えていて、個人情報に対して一番重要なことは、データオーナーは各個人である点であり、データベースに入っている情報については、これを預かって運用しているという心構えでなければいけないと思います。ですので、預かっている情報を書き換える等は、必ず個人の許可が必要ということが大原則であります。昨今のニュースで、名前のひらがな表記をとということがありましたが、こうした時に、データオーナーが誰であるかという点を不安視させる動きがあり、まずいなという思いもあります。エストニアでは、こうした動きが非常に進んでおり、在庁ネットワークとマイナンバーを一緒にしたような取組により、どこか一箇所で手続きをすれば、それが全ての手続になっており、2度手間3度手間がない仕組みになっています。日本も早くそうなれば良いなという希望でした。

○会長

他にありますでしょうか。

(意見なし)

無いようですので、それでは、これをもちまして本日の審議及び報告事項を終了いたします。皆様のご協力に感謝します。どうもありがとうございました。

○市町課長

委員の皆様方には、貴重なお時間を頂戴いたしまして、長時間のご審議をいただき、誠にありがとうございました。

特定個人情報保護評価については、本日のご審議において、評価書に記載している内容については適当であるとのことをご意見をいただきましたので、それに基づきまして、これから評価書を公表する手続きを進めさせていただきたいと思っております。

こうした所定の手続きを経ることで、「住基ネット」に対する県民の皆様の信頼を得ながら、利便性の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましては、個人情報の保護につきまして、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、ありがとうございました。